P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

P_{26} ＝ 0.012

P_{27} ＝ 0.000

P_{28} ＝ 0.0339

P_{29} ＝ 0.0000

P_{30} ＝ 0.00000

$P_{令元}$ ＝ 0.02533

$P_{令2}$ ＝ 0.00000

$P_{令3}$ ＝ 0.00000

$P_{令4}$ ＝ 0.01070

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022

R_{18} ＝ 0.021

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02112

R_{21} ＝ 0.02241

R_{22} ＝ 0.02245

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{21} ＝ 0.01681

T_{22} ＝ 0.01684

T_{23} ＝ 0.01692

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経

P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

P_{26} ＝ 0.012

P_{27} ＝ 0.000

P_{28} ＝ 0.0339

P_{29} ＝ 0.0000

P_{30} ＝ 0.00000

$P_{令元}$ ＝ 0.02533

$P_{令2}$ ＝ 0.00000

$P_{令3}$ ＝ 0.00000

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022

R_{18} ＝ 0.021

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02116

R_{21} ＝ 0.02243

R_{22} ＝ 0.02249

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{21} ＝ 0.01682

T_{22} ＝ 0.01687

T_{23} ＝ 0.01695

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経